

自立生活支援のための見守りの援助

生活援助のうち、訪問介護員等が代行するものでなく、安全を確保しつつ常時介護できる状態で見守りながら行うものであって、日常生活動作向上の観点から、利用者の自立支援に資するものは身体介護に該当します。

具体的には、下記「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）のとおりです。

なお、自立生活支援のための見守りの援助を算定する場合は、「介護報酬に係る Q&A について」（平成 15 年 5 月 30 日）もご参照ください

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- 認知症等の高齢者がリハビリパンツやパットの交換をする際に見守り・声かけを行うことにより、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
- 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）。
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）。
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）。

- 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）。
- ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう、または思い出してもらうよう援助する。
- 認知症の高齢者と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。
- 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行う衣類の整理・被服の補修。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ、見守りをしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）。
- 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助する。
- 上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL 向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの。